

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県税条例の一部改正
- 警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例
- 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正
- 鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条の二第二項中「受けるものとする。」を「受けることができる。」に改める。

第七十九条第二項中「学生又は生徒で法施行令」を「学生、生徒又は児童で施行令」に改める。

第九十二条中「バー、」の下に「飲食店、」を加え、「宿泊に対し、」を「宿泊並びにこれらの場所における休憩その他これに類する利用行為(以下「その他の利用行為」という。)に対し、」に、「宿泊をした者」を「宿泊並びにその他の利用行為をした者」に改める。

第九十三条第一項中「同条の場所」を「飲食店」に改め、同条第二項中「持込に係るものであるときは、」の下に「知事の認めるものを除き、」を加え、同条第三項中「料金の定がないときは、」を「料金の定がないとき、又は通常の料金に比較して著しく低い料金の定をしているときは、」に、「同条の行為者とみなして、」を「同条の行為者と、当該場所における当該行為

に要した経費を同条の料金とみなして、」に改め、同条第四項中「七日」を「五日」に改める。

2 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の規定により登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊で、出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号に掲げる者のうちその在留期間が百八十日以内で観光を主目的とする者及び同令第十四条第一項又は第十五条第一項の規定による許可を受けた者がその負担において行う飲食及び宿泊に対しては、遊興飲食税を課さなす。

第九十四条の次に次の二条を加える。

(旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準の特例)
第九十四条の二 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条に規定するホテル及び旅館並びに宿泊所、寮、クラブ、宿坊その他なんらの名義をもつてするを問わず、一人一泊の宿泊料及びこれに伴う飲食の料金

を定め、当該料金を受けて人を宿泊させる施設で知事の指定するもの(以下「旅館に類する場所」という。)における宿泊及びこれに伴う飲食(第九十五条第二号に規定する飲食を除く。以下本条及び第九十五条第三号において同じ。)に対して課する遊興飲食税の課税標準の算定については、一人一泊につき五百円を宿泊及びこれに伴う飲食の料金から控除する。

2 前項の旅館に類する場所として知事の指定を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 一人一泊の宿泊料及び部屋数
- 四 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

3 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該場所が旅館に類する場所であると認めるときは、当該場所を指定するとともにその旨を当該場所の特別

徴収義務者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた者は、当該場所が旅館に類する場所に該当しないこととなつた場合においては、遅滞なく、知事にその旨を申告しなければならない。

(飲食店、喫茶店等における遊興飲食税の免税点)

第九十四条の三 飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における一人一回の料金が二百円以下である飲食及びその他の利用行為に対しては、遊興飲食税を課さなす。

2 前項の場所のうちあらかじめ提供品目ごとに料金の支払を受け、その提供品目の種類ごとに売上金額を明確に区分して経理する食堂その他これに類する場所で知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食(以下「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食」という。)については、前項の規定を適用せず、その提供品目のうち一品の価格が百円以下のものの飲食に対しては、遊興飲食税を課さなす。

3 前項の知事の指定を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 提供しようとする飲食物の品名及び価格
- 四 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

4 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該場所が、第二項に規定する場所であると認めるときは、当該場所を指定するとともに、その旨を当該場所の特別徴収義務者に通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた者は、知事の定める指定書を当該場所のうち公衆の見易い箇所に掲示しておかなければならない。

6 第四項の通知を受けた者は、当該場所が第二項に規定する場所に該当しないこととなつた場合においては、遅滞なく、知事にその旨を申告しなければならない。

第九十五条を次のように改める。

(遊興飲食税の税率)

第九十五条 遊興飲食税の税率は、次の各号に掲げる遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対し、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 芸者その他これに類する者の花代 百分の三十三
二 料理店、貸席、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金(前項の花代を除く。)

百分の十五

三 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の料金

一人一泊の料金が千円以下のもの 百分の五

一人一回の料金が五百円をこえるもの 百分の十

四 前二号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金

一人一回の料金が五百円以下のもの 百分の五

一人一回の料金が五百円をこえるもの 百分の十

2 前条第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごと

に料金を支払う飲食に対して課する遊興飲食税の税率は、前項第四号の規定にかかわらず、飲食の料金の百分の五とする。

第九十七条第一項第一号を次のように改める。

一 花代に係る遊興飲食税については、料理店、貸席又は旅館の経営者。但し、第二項の規定により特別徴収義務者に指定された者があるときはその者

第九十七条第一項第二号及び同条第三項中「及び宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条に第二項として次のように加える。

2 知事において必要があると認める場合においては、花代に係る遊興飲食税について前項第一号本文の規定にかかわらず、芸者その他これに類する者又はこれらの者の紹介を業とする者を特別徴収義務者に指定することができ、

第九十九条中「第九十六条但書の規定によつて」及び

「(以下本節中「納税者」という。)」を削る。

第一百条第一項中「七日」を「五日」に改める。

第一百一条から第一百六条までを次のように改める。

(遊興飲食税に係る領収証の交付義務等)

第一百一条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた場合にその料金及び遊興飲食税の全部を受け取つた場合においては、これを受け取つたことを証する書類(以下「領収証」という。)及びその写を作成し、当該領収証を料金及び遊興飲食税を支払つた者に交付するとともに、その写を保管しなければならない。

2 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた場合においては、当該行為があつたときに料金及び遊興飲食税の全部についての領収証となるべき書類及びその写を作成して保管するとともに、その後料金及び遊興飲食税の支払があつたつどその支払われた額についての

領収証を交付し、その全額についての支払が完了した際に、あらかじめ作成されている領収証を交付しなければならない。

3 前二項の規定は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食で一人一泊の料金が五百円以下のもの、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が五百円以下のもの、第九十四条の三第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食並びに施行令第四十三条に規定するチケット又は帳簿を使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為については適用しない。

4 第一項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、県の交付する用紙によつて作成しなければならない。但し、県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないと認められる外客用のホテル及び施行令第四十三条の二の規定によつて知事が指定する場所における領収証及びその写は、県の

交付する用紙以外の用紙によることができる。

5 遊興飲食税の特別徴収義務者は、第一項又は第二項の領収証の写又は領収証となるべき書類をその作成した日から六月間保管しなければならない。

(県が交付する領収証等の用紙の交付手続)

第百二条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、県が交付する領収証及びその写、チケット又は帳簿の用紙(以下本条において「公給領収証等の用紙」という。)の交付を受けようとする場合においては、当該用紙の使用を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項(第百条第一項の規定により特別徴収義務者としての登録の申請をあわせてする場合には、第五号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 公給領収証等の用紙の種類
- 四 公給領収証等の用紙の所要枚数及びその使用予定

期間

五 申請書を提出する時における未使用枚数

2 前項の規定によつて、公給領収証等の用紙の交付を受けた遊興飲食税の特別徴収義務者は、当該場所の経営を廃止した場合又は当該場所の経営内容の変更等に伴い公給領収証等の用紙の種類を変更する場合においては、その旨を知事に申告するとともに使用することが必要でなくなつた公給領収証等の用紙を知事に返さなければならない。

(チケットを使用する場所の指定及びチケットの切取等の義務)

第百三条 施行令第四十三条第一項第一号に規定する県の交付する用紙によるチケットを使用する場所の指定を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 提供しようとする飲食物の品名及び税込価格

四 前各号に掲げるものの外、知事において必要があることを認める事項

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において施行令第四十三条第一項第一号の条件に該当する場所であると認めるときは、当該場所を指定するとともにその旨を当該場所の特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 前項の指定を受けた場所の特別徴収義務者は、客が遊興、飲食又はその他の利用行為をする際に、チケットを客の前に置き、客の求める飲食物等(施行令第四十三条第一項第一号に規定する飲食物をいう。)の料金に相当するチケットを客の前で切り取り、その残りのチケットを当該遊興、飲食又はその他の利用行為のあつた日から六月間保管しなければならない。

4 第一項に規定するチケットは県の交付する用紙によつて作成しなければならない。

(帳簿を使用する場所の指定及び帳簿記載等の義務)
第百四条 施行令第四十三条第一項第二号に規定する県

の交付する用紙による帳簿を使用する場所の承認を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の名称及び所在地
- 三 従業者数及び部屋数
- 四 前各号に掲げるものの外、知事において必要があることを認める事項

2 前項の承認を受けた特別徴収義務者は、帳簿を備え、毎日次に掲げる事項をこれに記載し、帳簿の使用が終了した日から六月間これを保管しなければならない。

- 一 遊興、飲食又はその他の利用行為のあつた年月日
- 二 遊興、飲食又はその他の利用行為に係る遊興飲食税額を含む料金

3 第一項に規定する帳簿は、県の交付する用紙によつて作成しなければならない。

(法第二十九条第四項但書に規定する場所の指定等)
第百五条 法第二十九条第四項但書に規定する外客用

のホテル又は施行令第四十三条の二各号に掲げる場所の指定を受けようとする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に使用しようとする領收証及びその写を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地
- 三 提供しようとする飲食物の品名及び税込価格
- 四 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項
- 五 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該場所が法第二百二十九条第四項但書に規定する場所であると認めるときは、当該場所を指定するとともにその旨を当該場所の特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 六 前項の指定を受けた場所の特別徴収義務者は、次の各号の一に該当する場合を除き、県の交付する用紙以外の用紙による領收証及びその写を用いることができない。

- 一 施行令第四十三条の二第一号の規定に基いて知事が指定した場所において邦文の領收証及びその写を使用する場合
- 二 施行令第四十三条の二第二号の規定に基いて知事が指定した場所において、知事の認める前売券その他これに類するもの以外のものを使用する場合
- 三 前項の県の交付する用紙以外の用紙による領收証及びその写の様式は、総理府令第十五号様式から第十五号の八様式までに定める様式に準じたもので知事の認めるものでなければならない。
- 四 第二項の指定を受けた場所の特別徴収義務者は、第三項に規定する県の交付する用紙以外の用紙による領收証及びその写にあらかじめ第二十八号様式による検査済証印の押印を受けなければならない。
- 五 (遊興飲食税の特別徴収義務者の帳簿記載等の義務) 第一百六条 第四百条に規定する場合を除き、遊興飲食税の特別徴収義務者は、帳簿を備え、遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為があつたつど次に掲げる事項を

これに記載し、当該帳簿の使用が終つた日から六月間これを保管しなければならない。

- 一 遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為があつた年月日
- 二 遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為をした者の住所、氏名又は数
- 三 遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為の料金
- 四 遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為の料金の領收年月日
- 五 提供した飲食物の品名、数量及び価格
- 六 遊興飲食税額
- 七 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

第一百六条の次に次の一条を加える。

(遊興飲食税を申告納付すべき納税者の帳簿記載等の義務)

第一百六条の二 遊興飲食税を申告納付すべき納税者は、帳簿を備え、毎月次に掲げる事項をこれに記載し、帳

簿の使用が終つた日から六月間これを保管しなければならない。

- 一 遊興又は飲食をした年月日
- 二 遊興又は飲食をした者の住所、氏名又は数
- 三 遊興又は飲食に要した経費についてその種類ごとの金額
- 四 経営者の提供した飲食物の品名及び数量並びに当該飲食物の材料の買入価格、買入年月日、買入先の住所及び氏名又は名称
- 五 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

第一百八条中「納税者」を「遊興飲食税を申告納付すべき納税者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(チケットの切取義務、帳簿の記載義務等の違反に関する罪)

第一百八条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第一百三条第三項の規定に違反してチケットを客の

納期限後に申告納入する 場合の延滞金の計算	納期限	昭和 年 月 日	納期限の翌日から納入 の日までの日数 (7)	日	内金領收証発行枚数 冊番号 番号 枚数 自至 自至 自至 自至 自至 自至
	延滞金	$(6) \times \frac{3}{10,000} \times (7) = (8)$			
合計納入額	(6) + (8)			円	
備考					

第二十五号様式を次のように定める。

第二十五号様式

昭和 年 月 分 遊興飲食税納付申告書										
鳥取県知事 氏 名	殿		種類		住所					
納付場所	金庫		所在地		納税義務者	氏名又は 氏名称印				
申告年月日	昭和	年	月	日	遊興並びに飲食をした人員	課税標準額	円	税率	1	税額
区分	酒		種類							
	諸材料		料							
	燃料		費							
	人件		費							
	電灯		費							
合計							15 100		1	
納期限後に納付する延滞金の計算	納期限	昭和 年 月 日	納期限の翌日から納入の日までの日数	(2)	円					円

計	合計額 (1+3)	算	(1) × $\frac{3}{10,000}$ × (2) = (3)	日
				日

第二十七号様式を次のように改める。
第二十七号様式 削除

附 則

- 1 この条例は、昭和三十年十一月一日から施行する。
- 2 昭和三十年十一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間における飲食及びその他の利用行為（この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）

第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。）に對して課する遊興飲食税に限り、新条例第九十四条の三第一項中「二百円」とあるのは「百五十円」と読み替えるものとする。

- 3 新条例第九十四条の二第二項、第二百二条第一項、第三百三条第一項、第四百四条第一項及び第五百五条第一項の規定による申請書の提出は、この条例施行の日前にお

- 4 この条例の施行の前日にした遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為に対する遊興飲食税については、なお、従前の例による。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例をここに公布する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十号

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）に基き、この条例を定める。

(目的)

第一条 この条例は、警察官に協力援助した者の災害給付について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関)

第二条 警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律（以下「法」という。）に基き災害給付の実施機関は、警察本部とする。

2 警察本部は、災害給付の実施機関として、次の権限を有する。

- 一 法第二条に規定する災害であるかどうかの認定
- 二 療養の実施
- 三 第三条の規定による給付基礎額の決定
- 四 法第五条第二項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
- 五 給付金額の決定

3 前項の実施機関の権限は、警察本部長が行うものとする。

(給付基礎額)

第三条 法第五条に規定する給付（療養給付を除く。）を行うには、給付基礎額を基準として行う。

2 給付基礎額は、二百五十円とする。但し、その額が

協力援助者(法第二条に規定する協力援助者をいう。以下同じ。)の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、四百二十円をこえない範囲内において、これを増額した額をもつて給付基礎額とすることが出来る。

3 次の各号の一に該当する者で協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に第一号に該当する者については二十円を、第二号から第五号までの一に該当する者については、一人につき十三円(満十八才未満の子のうち、一人については二十円)を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 二 満十八才未満の子及び孫

- 三 満六十才以上の父母及び祖父母
- 四 満十八才未満の弟妹
- 五 不具廢疾者

(療養給付の範囲)

第四条 法第五条第一項第一号に規定する療養給付として行ふ療養の範囲は、次に掲げるもので、療養上相当と認めるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

(障害給付の金額)

第五条 法第五条第一項第二号に規定する障害給付の金額は、別表に定める障害の等級に応じ、給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た額とする。

2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の等

級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち協力援助者に最も有利なものによる。

- 一 十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
- 二 八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級
- 三 五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4 前項の規定による障害給付の金額は、各々の身体障害に応ずる等級による障害給付の金額を合算した額をこえてはならない。

5 既に身体障害のある協力援助者が、協力援助による負傷、疾病又は廢疾によつて同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その障害給付の金額から従前の障害に応ずる障害給付の金額を差し引いた金額をもつて障害給付の金額とする。

(遺族給付の金額)

第六条 法第五条第一項第三号に規定する遺族給付の金額は、給付基礎額の千倍に相当する額とする。

(遺族の範囲)

第七条 遺族給付を受けることができる協力援助者の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子、父母、孫及び祖父母で協力援助者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

三 前二号に掲げる者の外、協力援助者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しない者

2 前項に掲げる者の遺族給付を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし実父母を後にす

る。

3 協力援助者が遺言又は警察本部長に対する予告で第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち、特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族給付を受けるものとする。

第八条 遺族給付を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合においては、遺族給付はその人数によつて等分して行ふものとする。

(葬祭給付の金額)

第九条 法第五条第一項第四号に規定する葬祭給付の金額は、給付基礎額の六十倍に相当する額とする。

(打切給付の金額)

第十条 法第五条第一項第五号に規定する打切給付の金額は、給付基礎額の千二百倍に相当する額とする。

2 打切給付を行つた場合においては、その後における法の規定による給付を行わない。

(休業給付の金額)

第十一条 法第五条第二項に規定する休業給付の金額は、協力援助者が従前に得ていた業務上の収入を得ることができない期間、一日につき、給付基礎額の百分の六十に相当する額とする。

(給付の実施細目)

第十二条 この条例に定めるものの外、給付の実施に關し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

別 表

等級	倍数	身 体 障 害
一級一、三四〇	一	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 半身不隨となつたもの 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廢したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廢したもの
二級一、一九〇	二	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇、〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
三級一、〇五〇	三	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇、〇六以下
四級	九〇二	一 両眼の視力が〇、〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇、一以下になつたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廢したもの

六級	<p>六 両足の足指の全部失つたもの</p> <p>五 一下肢の用を全廃したもの</p>
六七〇	<p>一 両眼の視力が〇、一以下になつたもの</p> <p>二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの</p> <p>四 せき、柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの</p>
七級	<p>五六〇</p> <p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇、六以下になつたもの</p> <p>二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの</p> <p>三 精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p>
八級	<p>四五〇</p> <p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇、二以下になつたもの</p> <p>二 せき、柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一手の母指を含み二の手指を失つたもの</p> <p>五 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの</p> <p>六 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p>
	<p>四 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの</p> <p>六 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>八 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>九 女子の外ばらに著しい醜状を残すもの</p> <p>一〇 両側のこゝろ丸を失つたもの</p>

九級	<p>三五〇</p> <p>九 一上肢に仮関節を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に仮関節を残すもの</p> <p>一一 一足の足指の全部を失つもの</p> <p>一二 ひ、臓又は一側のじん、臓を失つたもの</p>
	<p>もの</p> <p>一 両眼の視力が〇、六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇、〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭さく、又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三つの手指を失つたもの</p> <p>九 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p>
一〇級	<p>二七〇</p> <p>一一 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>一二 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
一一級	<p>二〇〇</p> <p>一 両眼の眼珠に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼の視力が〇、一以下になつたもの</p> <p>三 そしやく、又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>五 鼓膜の大部分の欠損その他により、一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの</p> <p>六 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>

	<p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの</p> <p>五 せき柱に奇形を残すもの</p> <p>六 一手の中指又は薬指を失つたもの</p> <p>七 一手の示指の用を廃したも又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したも</p> <p>八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したも</p> <p>九 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>
<p>二二級</p>	<p>一四〇</p>
	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>四 一耳の耳かくの大部分を欠損したも</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こら骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p>
<p>一三級</p>	<p>九〇</p>
	<p>八 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>九 一手の中指又は薬指の用を廃したも</p> <p>一〇 一足の第二の足指を失つたも、第二の足指を含み二の足指を失つたも又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</p> <p>一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したも</p> <p>一二 局部に、がん固な神経症状を残すもの</p> <p>一三 男子の外ほら、に著しい醜状を残すもの</p> <p>一四 女子の外ほら、に醜状を残すもの</p>

<p>一四級</p>	<p>五〇</p> <p>九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</p> <p>一〇 一足の第二の足指の用を廃したも、第一又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したも</p> <p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまぶたのはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 一手の小指の用を廃したも</p> <p>六 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したも</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>一〇 男子の外ほら、に醜状を残すもの</p>
<p>備考</p>	<p>一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、きよう、正視力について測定する。</p> <p>二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。</p> <p>三 手指の用を廃したもとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは第一指関節(母指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。</p> <p>五 足指の用を廃したもとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたも又は中足指関節若しくは第一指関節(第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級</p>

の身体障害とする。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表中

鳥取県条例第三十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

鳥取県鳥取警察署

鳥取市

鳥取市、岩美郡のうち大成村、宇倍野村、米里村、津の井村

を

鳥取県鳥取警察署

鳥取市

鳥取市、岩美郡のうち大成村、宇倍野村、津の井村

に

鳥取県宝木警察署

気高郡
宝木村

気高郡

を

鳥取県宝木警察署

気高郡
気高町

気高郡

に

鳥取県米子警察署

米子市

米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、果村、春日村、大高村、日吉津村、大和村、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、名和町、逢坂村

を

鳥取県米子警察署

米子市

米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、果村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町、大山村、名和町、逢坂村

に

鳥取県黒坂警察署

日野郡
黒坂町

日野郡のうち黒坂町、大宮村、阿毘縁村、伯南町、多里村、福栄村、石見村、根雨町

を

鳥取県黒坂警察署

日野郡
黒坂町

日野郡のうち黒坂町、高宮村、伯南町、多里村、福栄村、石見村、根雨町

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第三十二号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
第七条第八項中「第四条」を「第四条又は第五条第二項」に改め、第七条に次の一項を加える。

前項の規定は、第五条第一項又は第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算に於ては、適用しない。

第十条第一項中「退職した者」を「退職した職員」に、「(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十日分に相当する金額」を「(以下「失業保険金の日額」とい

